

「洲本市障害福祉サービスの手引」協働発行业務に係る質問への回答

番号	質問	回答
1	募集要領2.4(4)②の提案書添付資料について、記載すべき事項を網羅していれば、項目の提案順序の変更は可能ですか。	可能です。
2	仕様書3(1)(ウ)の広告枠20ページ分程度とは、広告が掲載されたページ数の和ですか。それとも、総ページ数に対する広告掲載面積の和を20ページ程度にするということですか。	総ページ数に対する広告掲載面積の和が20ページ程度です。 なお、仕様書4(2)のとおり全紙面に対する広告の割合は概ね30%以下としてください。
3	仕様書4(2)「表紙・目次のページには広告を入れないこと」とありますが、表紙以外の表紙まわりのページ(表表紙裏・裏表紙・裏表紙裏)への広告掲載は可能ですか。	可能です。
4	仕様書7(3)情報の帰属について、地図情報は「事業者が冊子の政策等のために作成する情報」と捉えていますが、「ただし、地図については、この限りではない」ということは、事業者の許可を経ず地図情報を使用するということですか。	手引のために作成した情報は、作成者に帰属するものと考えています。 なお、疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定していきたいと考えています。